

漁業信用保証保険制度における事故率低減に向けた関係機関における 役割分担のあり方について（検討の方向性）

1. 問題意識

- (1) 漁業信用保証保険制度においては、漁業者の経営状況を考慮し、漁業者の負担が過度に大きくなるように、国が政策的に保険料率の軽減するよう制度設計され、また、無担保無保証人融資を推進するため、当該保証に係る回収金の減少見合について協会・信用基金に対し助成を行うなどの国の政策配慮がなされている。
- (2) しかし、今後も漁業者等が必要とする資金の円滑な融通を図っていくためには、低廉な保証料率や保険料率を維持しつつ、事故率を低減させていくことが肝要である。
- (3) 信用基金では、保険事故率の低減に向けて、大口保証の事前協議を通じて協会との審査目線の統一化を図るとともに、部分保証（保証の範囲を借入金の元本に100分の80を乗じた額とするもの。）の導入効果等の検証に取り組んできたが、部分保証やペナルティー方式（代位弁済や求償権償却時に一定額を金融機関が負担するもの。）の導入は、負債整理資金を中心とした部分にとどまっており、信用基金において主体的な取組が可能な方策ではない。
- (4) また、協会においては、マンパワーの問題や代位弁済に係る最終損失の一部を国が負担する仕組みもあり、事故率低減のための取組に向けたインセンティブが働きにくい面もあるのではないかと考えられる。
- (5) 近年、保険金支払が低い水準にあるため事故率は低いが、漁業を巡る情勢は、継続的な不漁やコロナ禍の長期化などの影響を受け、不安定な状況にあることを勘案すると、今後、事故の増加も懸念される。こうした事態が生じる前に、制度を中長期的に維持していくためには、融資機関、協会及び信用基金が適切なリスク分担を図るとの観点から、どういった対応が必要か考えるべきではないか。

2. 関係機関の役割分担についての考え方

- (1) 融資機関、協会及び信用基金のリスク分担という観点から、現状をみると、部分保証の対象は、既存の借入金を整理するための経営安定資金のみで、他の資金は100%保証となるため、融資機関はリスクを負うことなく信用リスクの高い案件にも融資が行えることになっている。
- (2) この結果、融資（保証引受）後短期間で、被保証人が倒産・廃業に至った案件や、融資機関において資金使途・返済原資の確認が不十分なまま、安易に事業継

続を前提とした同額の保証継続がなされ、結果的に過大な融資となっていた案件などが見られ、融資審査や期中管理に適切ではない点があるのではないかと考えている。

- (3) 保証保険引受案件は、施設資金と運転資金に大別できるが、現状では、特段の区別なく保証保険の引受けを行っている。しかし、その事故率（直近5年平均の償還事故率）を見ると、運転資金は3.1%と設備資金の2.0%よりも高い状況となっている。施設資金は融資対象物件を担保徴求するため、一定の債権保全が図られるが、一方、運転資金については、融資対象物件の担保徴求が難しく無担保で融資されているケースが多いため、リスクを低減させる対応が必要であり、例えば、資金の管理状況やその資金回収の体制に応じた限度額の設定が有効ではないかと考えている。

3. 検討の方向性

上述のような問題意識に対応し、今後、各協会及び信用基金の財務状況の健全性確保を通じて、漁業信用保証保険制度を安定的継続的に運営していくに当たっての関係機関の役割分担のあり方について検討していくことが重要である。

このため、案件ごとに事情は異なり、一律のルール適用といったことは困難とは考えられるものの、例えば、

- ① 部分保証やペナルティー方式の更なる導入
- ② 融資実行後の期中管理の取組の徹底へのインセンティブ付与
- ③ 保証や保険の引受に係る限度額の設定
- ④ 融資機関ごとの保証料率や保険料率の設定

といった形での役割分担等について、次回の運営委員会に報告できるように、今後協会及び水産庁とも協議の上、成案を得たいと考えている。

その上で、できれば令和4年4月以降試行的な運用を行い、次期中期目標期間となる令和5年4月からの本格導入を目指すこととしたい。